

#### [ 事案 15-5・15-6 ] 入院特約の継続請求

本件は、契約者兼被保険者形態の保険に夫婦それぞれが加入した保険契約に関する同様な事実経過に基づく同一保険会社への申立て

- ・平成 15 年 8 月 14 日 裁定申立書受理
- ・平成 15 年 9 月 22 日 裁定終了

##### < 申立人（2 名）の主張 >

終身保険の保険料払込期間が満了（平成 10 年 3 月）した際、災害・医療関係特約の保険料を一括して払い込まなかったため医療特約を継続できなかったのは、当時、契約者貸付が可能であったにもかかわらず、そのことを担当職員が説明しなかったために、契約者貸付を利用して特約保険料を払い込むことができなかったのだから、医療特約を継続してもらいたい。

##### < 保険会社側の主張 >

主契約の保険料払込満了の際に、医療特約を継続するのであれば、特約保険料は約款上、一括して払い込む必要があることが明記されており、当時の取扱い職員は約款に基づいてその旨ご案内をしている。

また、金利負担を要する契約者貸付を活用してまで特約保険料の払込みを行う旨の勧奨をしておらず、今回の申出はお断りせざるを得ない。

##### < 裁定の概要 >

申立人が主張するとおり、当時、契約者貸付を利用することにより、借入金を特約保険料に充てることが可能であったこと、担当職員が契約者貸付の説明をしなかったことには争いがない。

しかし、そのことをもって、法律的に申立人の請求（入院特約の継続）を理由付けることは困難である。

担当職員に契約者貸付の説明をする法的義務があったかについて検討してみても、そのような法的義務があるとは言えない。

契約者貸付制度については「契約のしおり」や保険約款に記載されており、契約者貸付可能額は保険契約者に毎年送付されている「契約内容のお知らせ」に記載されている以上、契約者も契約者貸付が可能なのは十分に認識できる状況にあったのであるから、主契約の保険料払込期間が満了した際に、担当職員が改めて契約者貸付が可能であることを契約者に対して説明すべき法律義務があるとまでは到底言うことはできない。

以上のとおり、申立には理由がないので、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。

##### < 解説 >

現在は特約保険料の分割払込も可能になっている。